

## 所得税および復興特別所得税の 予定納税(第2期分)の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税(第2期分)

納付期間 令和2年11月2日(月)～11月30日(月)

※土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。  
※災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは税務署にお尋ねください。

予定納税とは	納税する額
前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなっています。この制度を「予定納税」といいます。	予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「令和2年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

### 予定納税額の減額申請

廃業、休業または業況不振などの理由により、令和2年10月31日(土)の現況による令和2年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、予定納税の減額申請をすることができます。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、令和2年11月16日(月)までに「予定納税額の減額申請書」※に必要事項を記載したうえ、所轄税務署に提出してください。

なお税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

予定納税額の納付	振替納税を利用している方	その他の方
	納期の最終日(令和2年11月30日(月))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。 なお、振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。	納期の最終日までに金融機関または、所轄税務署の窓口で納付してください。 (納付にあたっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。また、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。) なお、第2期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで、納付することができます。

e-Taxホームページ  
▶<https://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページ  
▶<https://www.nta.go.jp>

納付には便利な振替納税をご利用ください。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎(572) 2171

## 社会保険料【国民年金保険料】 控除証明書が送付されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

### 控除証明書専用ダイヤル

ねんきん加入者ダイヤル

<専用ダイヤル電話番号>

TEL0570(003)004(ナビダイヤル)

※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話等の場合は通常の通話料金がかかります。  
※050で始まる電話でおかけの場合は、「03(6630)2525」へお電話ください。こちらの番号からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

<受付時間>

- 月曜日～金曜日 8:30～19:00 ※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- 第2土曜日 9:30～16:00

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを

証明する書類の添付が必要となります。このため、令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

(令和2年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納められた方は、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないよう、きちんと納めましょう。

### 年金相談・手続きの際はご予約を!

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」を、ぜひご利用ください。

- 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。
- 予約相談実施時間 月曜日8:30～18:00 / 火～金曜日8:30～16:00 / 第2土曜日9:30～15:00

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ!

0570-05-4890 月～金曜(平日)8:30～17:15

問合せ先

帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) ☎0155(25)8113 音声案内2→2  
役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213